

第128回鳥取県都市計画審議会
議 事 録

(平成22年3月8日)

鳥取県都市計画審議会

1．出席者（8名）

池本百代、兼子朋也、木村正明、里見泰男、竺原晶子、瀬古智昭、道上正規、
安井敏恵

2．欠席者（8名）

木下美雪、高田智恵、中橋文夫、原口由紀子、淀瀬千賀子、坂本昭文、浜崎晋一、
牧田武文

3．説明のため出席した者

生活環境部 八幡次長、景観まちづくり課 山本課長、新主幹

県土整備部 道路建設課 細川課長

東部総合事務所県土整備局計画調査課 山内課長

八頭総合事務所県土整備局計画調査課 森下課長

4．事務局

景観まちづくり課 田中副主幹、倉本副主幹、松嶋主事、林原土木技師、田代土木技
師

5．開催日及び場所

日 時：平成22年3月8日（月） 午後2時00分から午後3時30分まで

場 所：県庁特別会議室（鳥取市東町1-220）

6．会議次第

(1) 開会

(2) 議事

議案第 1 号 鳥取都市計画道路の変更について

1・3・1号智頭鳥取線

3・3・2号西円通寺裁判所線

3・4・7号停車場滝山線

議案第 2 号 八頭中央都市計画道路の変更について

1・4・1号智頭鳥取線

3・5・4号徳吉西円通寺線

3・6・1号高福西御門線

議案第 3 号 倉吉都市計画道路の変更について

3・4・9号上井羽合線

(3) 報告事項

都市計画区域とマスタープランの見直しについて

都市計画審議会における審議方法の見直しについて

(4) その他

(5) 閉会

7. 会議議事

倉本副主幹（事務局） それでは、お揃いになられましたので、只今から第128回鳥取県都市計画審議会を開催いたしたいと思えます。委員の皆様、寒い中、現地視察の方大変お疲れ様でした。本日もご出席いただいている委員の皆様の出席者数でございますけれども、8名ご出席をいただいております。全委員16名の2分の1以上の出席となっておりますので、当審議会が成立していることをご報告いたします。それでは、審議に先立ちまして、鳥取県生活環境部次長の八幡がご挨拶を申し上げます。

八幡次長（事務局） 生活環境部次長の八幡でございます。よろしくお願ひいたします。本来ですと法橋部長がご挨拶申し上げるところでございますが、ちょうど今、議会で議場の方におりますので、代わりまして私の方から簡単にご挨拶をさせていただきます。先程、2時間あまり、ちょうど昼休憩の時間に合わされましてご視察いただきましてありがとうございました。本日の審議会でございますが、ご案内の通り、先月、2月24日の日に、当審議会に諮問をさせていただきました鳥取都市計画、八頭中央都市計画、そして倉吉都市計画、この3つの都市計画の都市計画道路につきまして、道路区域の変更などを内容といたします都市計画決定についてご審議を賜るところでございます。

なお、前回の1月22日の審議会におきまして、委員の皆様方から審議会の、特に、重要案件などについて、審議時間が足りないではないかといったようなご意見とか、あるいは資料がもう少し工夫が出来ないかといったようなご意見をいただきました。その後、事務局の方で対応を検討させていただきました。本日は併せて今後の審議会の持ち方につきまして、ご報告をさせていただきます。また、皆さん方からご意見を頂戴出来ればという具合に思っておりますので、併せてよろしくお願ひを申し上げます。本日はよろしくお願ひします。

倉本副主幹（事務局） ありがとうございます。会議の進行上、委員の皆様のご紹介は、省略をさせていただきたいと思えます。なお、お手元に委員名簿と配席表をお配りしておりますので、参考になさってください。それでは、審議に入ります前に、資料の確認を簡単にさせていただきます。本日お配りしておりますのが、机の上にお配りしておりますのが審議会の次第でございます。それから、配席表でございます。それから、右肩に報告事項というふうに書いてあります都市計画区域のマスタープランの見直しについてという資料でございます。それから、もう一部、都市計画審議会における審議方法の見直しという資料でございます。それから、あと二部、事前にお送りしております資料ですけども、第128回鳥取県都市計画審議会という資料でございます。それから、同じく第128回という資料で、右肩に四角で囲んだ資料というパワーポイントのうち出したものがございます。以上、計六部の資料を使いますので、もし、ないということがありましたら事務局の方に申し出てください。よろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり。）

倉本副主幹（事務局） そういたしますと、会議の方を進めさせていただきます。議長の道上会長、進行をよろしくお願ひいたします。

道上会長 はい。それでは、早速議題に入らせていただきますが、その前に議事録署名委員のご指名を私の方からさせていただきます。それでは兼子委員さんと

安井委員さん、申し訳ないですけどもよろしくお願ひいたします。それでは、早速ではございますが議事に入らせていただきます。議事の第1番目でございますが、第1号議案、それから議案第2号、第3号議案、ここまでを一括して説明はやるんですか。1つずつやっていくんですか。

山本課長（事務局） 1号と2号を説明します。

道上会長 議案第1号と議案2号、これは関連しているようでございますので一括説明をしていただきます。それでは、事務局よろしくお願ひいたします。

山本課長（事務局） それではよろしくお願ひいたします。それではお手元の資料と正面のスクリーンを使ってご説明をさせていただきたいと思ひます。まず、第1に、審議会と書いてございます、紙の資料の方を見ていただけますでしょうか。128回鳥取県都市計画審議会と書いてホッチキス留めしているものでございます。諮問案件でございますので、儀礼的ではございますが、諮問文を読ませていただきます。6ページでございます。諮問、鳥取県都市計画審議会、鳥取都市計画道路の変更について、都市計画法第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により諮問します。平成22年2月24日鳥取県生活環境部長橋誠。続きまして13ページでございますが、2号議案でございますが、同文でございますので省略させていただきます。それでは、同じく議案書の2ページをお開きいただきたいと思います。左のページ、2ページでございますが、鳥取都市計画についてということで、鳥取都市計画区域内における道路の変更でございます。（1）が智頭鳥取線、今日通っていただきました智頭鳥取線でございます。（2）が西円通寺裁判所線ということで、国道53号、これは後ほど説明しますが、追加インターによって変更が生じたものでございます。並びに都計法の改正によりまして変更の際には、車線数を決定するというところでございますので、53号についても車線数の決定をさせていただきたいと思ひます。（3）については、停車場滝山線ということで、これも一番最後にご説明をさせていただきます。

右のページでございますが、八頭中央都市計画についてということで、については、都市計画区域が分かれるということございまして、内容的には、姫路鳥取線と53号ということでございます。（3）と言ひますが、高福西御門線、今日通っていただきました河原インター線でございます。それでは、前方のスクリーンをご覧ください。先程の1号議案並びに2号議案を記載しております。次、お願ひいたします。これは、鳥取県の高規格幹線道路ということでございますが、海岸線を通るのが山陰自動車道ということで、バスの車中에서도ございましたが鳥取西道路とご紹介をいたしました。それがちょうどこの区域で施工しているところが主なところでございます。これは、赤い線を表示しておりますところが今回変更対象になります智頭鳥取線でございます。次、お願ひいたします。一番上の智頭鳥取線についてはインターチェンジの追加と地形地質等の精査により道路線形を変更するものでございます。中段の53号より市道智頭街道につきましては、先程申しました通りインターチェンジの追加と車線数の決定でございます。河原インター線については地形地質等の精査により道路を支える法面等の区域を変更するものでございます。

次、お願ひいたします。現地視察に参加されていない委員様もおられますので、車中の説明と重複するところがございまして、ご了承いただきたいと思ひます。現在、ここから下の区域がすでに供用されている姫路鳥取線。それから、鳥取インターチェンジに向かってが、今月の28日に供用開始される姫路鳥取線でございます。こちらの方に表示しておりますのは

河原インターチェンジでございます。区域は記載の通りでございます。次、お願いいたします。先程も申しましたが、河原インター線については、今週の日曜日に供用、姫路鳥取線については28日に供用という予定でございます。次、お願いいたします。それで、ここに記載例で書いてありますのは、変更する内容を凡例で示しております。まず、大きく分けましてインターチェンジの追加というのが今回のこの部分の鳥取インターチェンジ。こちらですね、追加インターチェンジということで、鳥取南インターチェンジで、インターチェンジを追加するものでございます。続きまして、2番と書いておりますが、構造の変更ということで、橋梁から盛土に変更した区間ということで、この4つの区間でございます。道路法線の変更ということで、こういう水色の枠囲いをしているところでございます。といたしまして、ランプ部の変更ということで、ここでございますが、いわゆる鳥取インターチェンジが高速道路の有料のものから無料に変わったということで、料金所が無用になりましたので、それを廃止するものでございます。

次、お願いいたします。追加するインターチェンジについては、普通ですと1ヶ所の出入口で、上向き、下向きに分かれるんですが、地形もございまして、ハーフインターということで、半分ずつ機能を持ったものとなっております。詳細については次にご説明させていただきます。次、お願いします。これが、ハーフインターの円通寺ハーフということで、下側が鳥取方向となります。53号を智頭方向から上っていきますと、このオレンジ色に従って、姫鳥に上がっていくと。逆に、鳥取方向からは、こちら側から紫の線の方に下りていくと一方向にしかいけないハーフ、半分ということでハーフ。全体の1ヶ所で上り、下り出来る鳥取インターチェンジのようなものをフルと呼んでおります。それに比べて機能を分散したものをハーフインターチェンジと称しております。

次、お願いいたします。これが鳥取南インターチェンジの内、布袋ハーフでございます。下方向が鳥取でございまして、鳥取から智頭向きに行く時に、高速道路に上がろうとする場合は、この黄色の線で、信号処理、ここにありますが、これから左折していただいて上がっていくと。反対に、智頭方向から現状国道53号に降りる場合については、この黄色の線で、一旦高速道路をくぐってからここに出てくるという状態になります。次、お願いいたします。変更理由で、バスの中でも国交省の方から説明いただきましたが、コスト削減というものを主といたしまして、橋梁で施行する予定だった箇所を盛土に変更しております。そのために今回、区域の追加が出てきたものでございます。次、お願いいたします。これについては、当初こういった格好で、現在の姫路鳥取線というのは暫定2車線ということで、こちらの表示しております部分が、今回、暫定供用されるもので、将来的には4車線になる予定の道路でございます。いつ4車線になるのかというのは全く不透明な部分がございます。それで、トンネルと現在開通予定のこの区域が非常に近接しておりまして、これを掘る時の安全性を確保するために若干法線をこっちに振ったということでございます。

次、お願いいたします。これはレジメで説明しましたが、こちらの斜面、山を切るのが非常に、山の頂上付近まで行きますので設計変更いたしまして、この区間で山切りを抑えて地形の改変を抑えるというものでございます。河原インター線の変更箇所でございます。次、お願いいたします。ここについては、先ほども説明しましたが、この黄色い部分については有料道路の場合ですと、料金所になる、料金所のために必要な用地でございましたが、それが無料となりましたので、これを作る必要がなくなったということで、今回都市計画区域が

らは落とすということでございます。次、お願いいたします。ここが鳥取インターチェンジ、こちらが智頭向き、先ほど言いました追加インターというのはここになります。この青で表示しております路線が、西円通裁判所線ということで、国道 53 号と裁判所の前の智頭街道で構成される路線でございます。これについては、先ほどと関連いたしますが、そのインターチェンジの追加によって区域が増加するため変更となるものでございます。それによって車線数の、代表の車線数ということで、4 車ということで決定させていただきたいと思っております。

次、お願いいたします。これが、青で示しておりますのが河原インター線、赤が 53 号、水色が姫路鳥取線でございます。今日通っていただきましたが、河原のインター線は智頭鳥取線をくぐって 53 号にタッチする。ここで高速への乗り降りは行う、いわゆるインターチェンジでございます。次、お願いいたします。住民への周知の状況でございますが、この変更に関して、4 回説明会を行っております。また、下の欄には、法に基づき縦覧を平成 22 年 2 月 12 日から 26 日までの間、県、鳥取市、八頭町で至っておりますが、縦覧された方は 1 名、意見書等はございませんでした。次、お願いいたします。

以上が姫路鳥取線に関連する説明でございますが、次から停車場滝山線でございます。次、お願いいたします。停車場滝山線については、概要をそこに書いてございます。詳細は次ページ以降で説明をさせていただきたいと思っております。次、お願いいたします。まず、位置関係ですが、こちらが県庁寄りになります。こちらが鳥取駅、鳥取駅からこちらの福部方向に向かう主要な道路でございます。それで、この青い部分につきましては、すでに決定しております 2,740m として決定をさせていただいております。今回、追加する部分というのが、この 780m でございます。それで、この薄緑色で表示しておりますのが滝山桜谷線ということで、前々回、都市計画変更、トンネルの構造等について変更させていただいたところがございます。この路線に伴ってこちらの路線も一部整備を行って行くというものでございます。それで、幅員についてですが、この間については、県道として施工・管理しております、4 車線の方でございます。こちらから、こちらについては市道ということで 2 車線でございます。延長の長い方の代表車線として決定いたしますので、全体としては 3,520m、4 車線となります。

次、お願いいたします。変更の内容を簡単にまとめておりますが、まず、名称でございますが、停車場いわゆる鳥取駅から卯垣までということで停車場卯垣線となっておりますが、終点側の延伸になりまして、字名が滝山と変わりましたので、停車場滝山線となります。延長については記載しておりますとおり、車線、代表車線数についてはさっきお話した通りでございます。次、お願いいたします。航空写真でございますが、前区域がここでございます。それをここまでにする、この黄色い線というのが、市街化区域と市街化調整区域の区分間でございます。市街化区域まで決定するというところでございます。先ほど申しました滝山桜谷線というのが、この線でございます。次、お願いいたします。1 つ戻って、2 区間に分けてご説明させていただきたいと思っております。この区間 1 並びに区間 2 でございます。利用状況といたしましては、こちらは、もう JR に接している区間、JR と今回の道路の間にもまだ人家が存在している区間に分かれて説明させていただきたいと思っております。次、お願いいたします。まず、区間 1 で右側が全て JR、この写真で見ると右側、この写真でいうと左側ですが、この区間というのは道路沿には JR ということで背後の土地利用というのはございませ

ん、それがために、歩道は反対側、こちらの方に集約して、道路を歩道 2 m50cm というものにして、すでに建っておられる家屋には影響がないような計画にしております。

次、お願いいたします。区間 2 でございますが、これが先ほど申しました、滝山桜谷線との交差点になります。この交差点に右折レーンを追加、こちらにつきましては、右左折レーンの追加と車線数の決定ということが区間 2 の概要でございます。次、お願いいたします。前回ご指摘いただきました、鳥瞰図なりの工夫をということで C G で合成してみました。これが、現在の交差点でございますが、これを、右折レーンを確保する、した時にこういった感覚、こちらに新たに接する道路滝山桜谷線が出来てまいりますので、これに向かう右折レーンを作るということでございます。こちらが反対方向から見た C G でございます。次、お願いいたします。区間 2 につきましては、先ほど申しましたとおり、J R とこの道路の間にも人家がございますので、ここににつきましては、両側に歩道をつけるという内容になっております。すでに鳥取市が事業着手をされております。

次、お願いいたします。住民への周知状況ですが、5 地区に分けて説明会を行わせていただいております。縦覧を行った結果、縦覧されたかたは 2 名、意見書の提出はございませんでした。1 号議案、2 号議案の説明を終わらせていただきます。

道上会長 はい。どうもありがとうございました。前回の審議会で図面の作り方というか、プレゼンテーションの仕方を、ご注文申しあげたところ、非常に今日は分かりやすくできていました。ありがとうございました。それでは、早速でございますが、細かいところを見られる人は見ていただいて結構なんですけど、今のプレゼンテーションでお分かりかと思えますが、何かまずご質問がございましたら、お聞きしましょうか。説明に対して、何かご質問がございましたらお願いいたします。たくさん案件がありますけども、それほど変なものはなかったように思います、難しいものはあまりなかったように思いますが、何か、ご質問ございますか。あるいは、ご意見でも結構でございます、どうぞ、ありましたら。よろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり。)

道上会長 はい。原案どおりで良いということでございますので、そういうことで、1 号議案につきまして、了承をしたことといたします。

2 号議案について、一応ある程度、説明は分かりました。今度は 2 号議案について、お願いしたいと思いますけども、2 号議案はここにありますように、八頭中央都市計画道路の変更について。これも先程、説明がございましたけども、だいたい見てもらったり、あるいは、先程の説明でお分かりかと思えますが、何か、ご質問ございましたら、どうぞお願いします。よろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり。)

道上会長 それでは、これにつきましても、お認めいただいたものとさせていただきます。ありがとうございました。それでは、次、3 号議案について、説明をお願いできますか。

山本課長(事務局) はい。議案書 21 ページをお願いいたします。諮問でございますが、諮問文、先程と同様でございますので、省略させていただきます。それでは、早速、説明に入らせていただきます。上井羽合線でございます。次、初めに位置関係をご説明させていただきたいと思えますが、倉吉都市計画区域のうち、こちらが JR 倉吉駅、市役所はこのあたりです。ちょうど、倉吉駅の裏側の都市計画道路の変更ということでございます。次、お願い

いたします。上井羽合線ということで、この赤い線で表示しておりますが、この区画整理、駅裏の区画整理並びに倉吉駅の橋上化という事業を倉吉市さんでやっておられます。橋上化と申しますのは、現在、倉吉駅が南と北に全く分断されていて、ぐるっと回らなきゃ駅裏に行けない、駅裏というか、駅北に行けない、駅北からも迂回しなきゃ駅南に行けないという状況になっております。それがために自由通路というものを線路の上に通して、その自由通路に併設して改札口を設けるということを橋上化と申しております。そういう区画整理と倉吉駅の橋上化という事業に併せまして、上井羽合線という赤い都市計画道路を現在施工し、道路については施工したということでございます。それと、青で表示しております、この緑のところが土地区画整理事業の範囲、こちらの黄色く載せておりますのが、自由通路ならびに駅北広場の整備区間でございます。この青く表示しておりますのは、八屋福庭線という都市計画道路でございます。

次、お願いいたします。変更理由でございますが、変更の一番大きな理由と申しますのは、この八屋福庭線、倉吉市の決定でございますが、当初はこの破線の部分が区間でございました。それが、この法線であればここに示しているとおり、非常に多くの家屋をかけなきゃならない、そういうことでしたが、JRとの協議が成り立ちまして、JRの用地を道路に使っても良いということで、家屋を避けて南側にこの八屋福庭線を変えるものでございます。それに伴って、この道路の法線が若干、この上井羽合線の方に食い込むという、交通広場の方に食い込んで行くということが生じます。そのため交通広場を若干縮小するものでございます。次、お願いいたします。これが八屋福庭線、倉吉市決定のものでございます。これが、上井羽合線交通広場でございます。黄色い部分が交通広場分の延長分でございます。

次、お願いします。広場はイメージとして、区画整理の方は終わっていますが、駅前広場としては、これから倉吉市さんの方が整備されていくと思えます。変更内容といたしましては、申し上げましたとおり、道路区域の一部の変更、駅前広場を3,100㎡あったものを100㎡減少し、3,000㎡となるものでございます。これについては、駐車場の台数だとかについては、全く影響ございません。若干、植栽の範囲が広がるということで、交通広場としての機能は、従前の計画通りとなっております。次、お願いします。住民等の周知の状況でございますが、縦覧を行いました縦覧者2名、意見書は0件ということでございました。簡単ではございますが、以上でございます。

道上会長 はい。ありがとうございます。倉吉の駅の裏側、北側の都市計画道路で八屋福庭線ですね。倉吉市の道路で、そこを一部法線を変えて、その理由は、鉄道敷地内を一部、使えることになったから、そういうことですね。

山本課長（事務局） そうです。

道上会長 その結果として、駅前広場の方も多少変わってくる、こういうふうなことでございますし、住民の反対もないようです。どうですか、何かご意見、あるいはご質問があればどうぞ。順調に行っているんですね、なんの問題もなしに。

山本課長（事務局） はい。

道上会長 そうということで、皆さんの顔色を見たら問題なさそうですね。ということで、はい。皆さんのご意見は賛成だということでございます。原案どおり了承した、ということで、お願いしたいと思えます。よろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり。）

山本課長（事務局） ありがとうございます。

道上会長 はい。どうもありがとうございました。それから、次は報告事項がございますので、これをご説明お願いいたします。まず第1番目、都市計画区域とマスタープランの見直しについてということで、事務局から説明をお願いいたします。

新主幹（事務局） そういたしますと、続きまして報告事項をさせていただきます。2点ございまして、都市計画区域とマスタープランの見直しについてと、都市計画審議会における審議の方法の見直しについての2点でございますけれども、ちょっと順番を変えまして、まず最初に、都市計画審議会における審議方法の見直しについての方、説明させていただきます。

道上会長 はい。

新主幹（事務局） お手元の資料の都市計画審議会における審議方法の見直しについて、をご覧ください。前回の審議会でも宿題になっておりました、審議会におけます審議の見直しということで、審議の一層の充実を図り、重要案件について十分な審議時間を確保するために見直しを行うということでございます。四角の中に3つ、要点を書いております。まず最初に、重要案件の予備審議の実施ということで、都市構造や住民の権利制限等に重大な影響を与える案件につきまして、関係機関との調整を終えていない段階で、当審議会の意見を聞くということで、案策定の段階で審議会意見を案に反映することが出来るということを図るとともに、審議時間の確保を図ろうというものでございます。

2点目が、軽易案件の審議の効率化でございます。都市構造や住民の権利制限に与える影響が軽微であるとみなせるものにつきましては、審議会での説明や資料の簡素化を図りまして、さらに審議会での一括諮問という方法も考えておりました、これらによりまして、審議の効率化を図るとともに、同じく重要案件の時間の確保というものをしたいと考えております。3点目が、積極的な情報提供でございます。これは、先程もございましたけれども、現地写真、完成予想図、立体図などを活用した分かりやすい説明資料の作成に努めるということ。さらに審議に先立ちます、現地調査の実施なども必要に応じて取り入れていきたいというふうに考えております。次は四角の下のところ、審議の現状を書いております。特に上の3つでございますけれども、今までは、特に道路が顕著でございましたけれども、それらの都市施設の決定、変更にあたりまして、都市構造に大きな影響を与える国道、岩美道路、先般審議いただきましたけれども、そういうものも、そのほか、事業実施に伴う道路区域の軽易な変更も、同じような資料を作り、原則1回の審議で議論をいただいていたところですが、これらを見直したいということ。さらに議案が複数ある場合などで、十分な審議時間が取れないというふうなご指摘もございました。また、特に地理に不案内であるような場所、それから、専門的な図面から想像しながら完成図を類推するようなことが必要な案件もございましたので、これらについて、情報提供が不十分であるという指摘もいただいております。

2番目、その下に委員からの意見を書いておりますけれども、特に前回、審議会で様々な意見をいただいております。まず、専門家を含む他の審議会での議論がなされているような場合であるならば、そういう途中の段階での議論の情報なども知らせてほしいということ。都市計画審議会ですべてを判断することは困難なので、専門家を入れたような議論を取り入れてほしいということ。その他、説明を十分出来るような資料の作成を図りたいということ、

という意見をいただいております。それで、2ページ目をご覧ください。具体的な審議の見直しを書いております。まず、1番目が、重要案件の予備審議の実施であります。都市構造や住民の権利制限等に重大な影響を与える案件につきましては、関係機関との調整を終えていない段階で、審議会に基本方針や概要を説明し、意見を伺うこととしたいと思います。四角の中に、重要案件の要件と予備審議の時期を書いております。重要案件の要件でございますけれども、5つ、ございます。1番目が、都市計画区域及び準都市計画区域の決定及び変更にかかること。2番目、都市計画区域マスタープランの決定及び変更にかかること。3番目、区域区分、いわゆる線引きでございます。これの決定及び変更にかかること。4番目が都市構造に大きな影響を及ぼす都市計画の新規決定ということで、これは、県が行います県決定の都市計画の全てのものにつきまして、新規に決定する際には、予備審議を行おうとするものであります。

その他、審議会が必要と認められる件につきましても、同様の扱いをするということにしたいと思います。予備審議の時期でございますけれども、素案の作成後、関係機関への事前協議や住民説明を行うわけですけれども、これら協議や住民説明会がある程度進んだ段階で、その内容の報告を兼ねまして、皆様に意見を伺い、住民意見、あるいは関係機関の意見と併せまして、素案の修正に組み入れていきたいというふうに考えております。次に、軽易案件の審議の効率化です。都市構造や住民の権利制限に与える影響が軽微とみなせるものにつきましては、審議会での説明や資料の簡素化、さらに、審議の効率化を図っていきたいというものであります。四角の中に軽易案件の要件とその審議方法を書いております。軽易案件の要件ですけれども、3つございます。1番目、事業実施に伴う都市計画変更で、次の要件を全て満たす案件ということで、変更の区域に含まれる用地の取得が完了している。住民説明会、縦覧手続で反対意見がなく、合意形成が図られていると判断できるもの。関係機関との協議調整が図られているもの。事業の完了段階で審議会の意見を計画に反映することが実質的に困難であると判断できるもの。これら全てを満たすものであります。

また、整備済みの施設を追加で決定するものでありますとか、車線数のみを改めて決定するようなものなど、住民の権利制限に影響を与えない案件も軽易と扱いたいと思います。その他、審議会が簡易な取り扱いが適当と認めるもの、そういうものも含めることとしております。軽易案件の審議方法ですけれども、まず、今までは、事業完了時期まで、供用までに審議をするという原則をもっておりましたけれども、今後は、軽易なものについては、事業完了時期にこだわらず重要案件や一般案件を審議するために開催する審議会に一括して審議を委ねるということをしたいと思います。

2番目ですけれども、なお、資料につきましては、あらかじめ出来ておることになりますので、おおむね2週間前までには委員の皆様へ送付いたしまして、できれば事前に意見や質問を受けるというかたちにしたいと思います。審議会におきましては、事務局から詳細な説明をすることは省略いたしまして、事前にいただきました質問・意見への回答を中心に議事を進めることとしたいと思います。なお、この扱いによりまして、事業を完了し、施設が供用後の審議を認めるということになりますけれども、事業者に対しましては、施設供用前に住民説明会を実施し、関係機関との協議を要するということを求めたいというふうに考えております。

次、3ページ目をご覧ください。審議会への積極的な情報提供に努めるということござ

います。四角のところに具体的な提供方法を書いております。1つ目が、現地写真や完成予想図、立体図を活用した分かりやすい説明資料を作る。2番目で、論点の整理、明確化し、審議の効率化に配慮した資料作成を行う。3番目で、必要に応じまして現地調査の実施や事業者からの事業内容の聞き取りなども行っていきたいというふうに考えております。最後に、その他と書いておりますけれども、これも前回審議会でいただきました意見で、環境影響評価を初めとする高度な専門性が必要な案件の審議について工夫されたいということがございました。まず、法に基づいて都市計画決定手続と併せて行う環境影響評価などにつきましては、従来から、専門委員を任命いたしまして、専門委員会の中で調査・審議を行うという取り扱いにしておりましたので、これにつきましては従前通り、必要に応じて専門委員を任命しながら進めていきたいというふうに考えております。参考のところに、審議会条例の中に、専門委員を置くということができる項目を入れております。

2番目ですけれども、法に基づかない環境影響評価につきましては、これは事業者が事業計画を策定するために任意で行うというものでございますので、その内容について、原則、審議会審議の対象とはしないというふうになりますけれども、例えば、環境についての意見書に関する審議を行うというような場合には、当然、環境影響評価の内容の理解が必要になってきますので、必要に応じまして、事業者や専門家から評価の内容を詳細に聞き取るなどの手法を取りたいというふうに考えております。

以上につきまして、流れ図を最後の4ページ目に付けておりますけれども、従前は、真ん中の一般的な案件のところの流れで、都市計画素案の作成をし、住民説明、関係機関協議を行った後に、最終的に審議会上げて審議をいただいて決定するという流れでしたけれども、左側の重要案件につきましては、予備審議を、住民説明、関係機関事前協議を行っている最中に行いまして、素案の修正に意見を反映できるようにしたいと思っております。また、マスタープランですとか、区域の再編など、都市計画の根幹に関わる案件につきましては、素案を策定している段階で、逐次、状況報告を行いまして、皆様の意見も聞きたいというふうに考えております。

一方、右側にあります軽易な案件ですけれども、これにつきましては、資料をおおむね2週間前までに送らせていただきまして、事前に意見や質問を伺うということで、審議会での議論の効率化を図りたいというふうに考えております。以上、委員の皆さまから、この取り扱いについてのご意見をいただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

道上会長 はい。ありがとうございました。早速、皆さんがたからいただいたご意見を部内で検討していただいて、役所としては極めて異例の速さで案件がでてきて、僕も感服している次第でございます。ありがとうございました。一時私の方から、まず、ちょっと質問させていただきますが、2ページの予備審議の時期でございますけれども、素案を先ほど説明いただきましたけど、素案作成後、関係機関事前協議、要するに、予備審議が新しく追加されたと、こういうことです。重要な案件に対しては、こういうことが出きると。これは1回という意味じゃない、場合によったら複数やるということですね。

山本課長（事務局） そうでございます。

道上会長 はい。そういうことのようにございます。それから、もう1つは、一番最後の第2条、審議会に専門の事項を評価させるため必要があるときは、専門委員若干名を置くことができる。これは審議会に専門委員を置くということですか、ここのことについて。

山本課長（事務局）　そうです。

道上会長　はい。分かりました。ということで、非常に分かりやすくなってくるという、今は国会でも議論されています地域主権とか、そういうことがどんどん進んでいくと思います。そうしますと、こういうふうな都市計画の決定事項が非常に重要になってくるわけですね、今まで以上にもっと重要になってくる。そうなった時にこの審議会が隠れ蓑のようなもの、あるいは、悪く言えば御用審議会、こういうふうには言われぬように、この審議会が審議会として機能して、そして、それが県民のため住民のために非常にワークするということが大切だと。そういう点では非常に重要な会議制だと私は思いますが、皆さんがたからまた何かご意見ございましたらお願いしたいと思います。それで、これから考えないといかんことは、今言ったように一番大事な点は地域主権、地域で物事を考えていくということです。その考えていく前提が問題なんですけども、これから人口減少社会ですね。そんなに子どもが増えて、あるいは長生きもするけども限界がありますので、人口はどんどん下がっていきます。それで、鳥取県も60万切って、今59万そこそこというような状況になっています。まだまだこれ進んでいって、ずっとこう、人口は減る。そういう中で、かつ、もう1点大事なことがあるわけですが、財政も今、非常に逼迫して大変な状況です。どなたかも言われましたけれども、地域主権の下でも、そんなに予算がたくさん来るようなことは考えられない。それで、私事で申しわけないけど、私も、今後の治水対策を考える有識者会議、政府の委員になっています。分かりやすく言うと八ッ場ダム、ご存知でしょう、あれの前原さんに引っ張り込まれて、今、9人のうちの1人でやっていますけど、2月だけで僕は8回ぐらい東京に行きました。まだ、明日、明後日行きますけれども、夜、会議をして、そこで出てくる大臣とかその辺の話をずっと、今まで5回、議論したのが延べ12時間ぐらいしているんですね。それでいても、なかなか予算が組めないのが現状である。そのようになりつつあるので、国のレベルでそうですから、地方のレベルも当然だと思えますね、地方もかなり厳しくなる。その中で、限られた予算でできるだけ効率的に、しかも地域住民に活かせるようなかたち。だから、ある意味で言ったら無駄な道路とか、無駄な何とかというのは、もうほとんど考えられない。

だから、皆さんがたが、より生活実感とか、そういうものから出てきたような考え方、印象をもって結構だと思いますから、まずはこの道路、新しいような道路についてはいらんんじゃないか、そんなに広げる必要はない、いやいや広げようとか、いろんな議論があると思います。その予算のこともある程度頭に入れながら、自分の財布でやるということも多少認識しながらやっていく。必ずしも利便性だけが全てではないような、いろんな観点があると思いますので、幸せになるような方向を目指すわけですけども。けども、必ずしも費用を掛けなくても知恵を出していったら行けるものもあると。あるいは、もっと、あまり便利にせず、少々苦勞した方が良いという点もあるかも分かりませんね。だから、そういうことも含めて、皆さんからこれからご意見をいただければありがたいと考えています。その基本になるのはこの審議会だと思います、1つはね。

それで、先ほど事務局の方からご説明がございましたように、非常に上手に変更していただきまして、本当に。とにかく早く、かなり議論されたようです。そして、こういう結果になったので、皆さんがたから、もうちょっとご意見いただいて、修正する部分があれば修正していきたいと思えます、よろしくお願ひいたします。どうぞ、どなたからでも結構でござ

います。図面も非常に分かりやすくなりました。そんなところで進めていって、また何か、いろいろ不都合な点がありましたら、また修正していただくとして、今のところこれで、かなり良いと思いますけど。なければ、こういう方向で一応これを認めていただいて。なにかありますか。

木村委員 ちょっと。

道上会長 どうぞ、結構です。

木村委員 意見ではないですけど、最初のページを見た時に、先生おっしゃるように、重要案件とそうじゃない案件と、この辺の区別をどうするんだろうと、実はちょっと心配して、今の政権の様子なんかを見ているとですね、自分の都合のいい方向になりそうな気がするなと思っていましたら、次のページできっちりと、ちょうど写ってますけど、4件、綺麗になっていますけど、たいへん良く、分かりやすくて良いんじゃないかと思います。

道上会長 ありがとうございます。そんなようなことで、上手に出来ておりますが、なかなか。いいでしょうか。それでは、こういう方向で次回から進めていただきますので、よろしく事務局方お願いいたします。それでは、もう一つの案件、お願いします。

新主幹（事務局） もう1点でございます。右肩の報告事項と書いてあります都市計画区域とマスタープランの見直しについて、について説明させていただきます。早速ですけれども、いわゆる重要な案件に類するものについての報告になります。現在、鳥取県下の都市計画の状況でございますけれども、13市町村で19の都市計画区域を指定しております。一番下、1ページ目の一番下の鳥取県地図の中で、グレーで網かけしてあるところ、これが都市計画区域でございます。19の区域がございます。これらすべての都市計画区域につきまして、平成16年5月に都市計画区域マスタープランというものを都市計画決定しております。内容につきましては、後ほど説明させていただきます。

2番目ですけれども、都市計画区域の見直しということで、都市計画法では、都市計画は随時見直すということが義務付けられておりまして、概ね5年ごとに都市計画基礎調査というものを実施しておりますけれども、この結果に基づきまして必要が明らかとなった時には、当該都市計画を変更するということになっております。現在、大きな動きといたしましては市町村合併が一段落したこと、少子高齢化が進んでいることなどが社会情勢の大きな変化となっております。それらに対応した都市計画の見直しが必要という判断をしております。3番目のところで、全体のスケジュールを書いておりますけれども、平成19年度から基礎調査にかかっておりまして、このスケジュールを見ていただいたら分かるんですけども、22年度、来年度から、全県的に本格的な見直し検討が進むという状況になっております。2ページ目をご覧ください。今後、次回の都市計画審議会以降、皆様に都市計画区域マスタープランにつきまして、ご審議をいただくことになるんですけども、まず、都市計画区域マスタープランとは何なのかのところを説明させていただきます。

まず、(1)の基本的な考えかたです。当該都市計画区域における都市計画の基本的な方向性を明らかにするものが都市計画区域マスタープランになりまして、当該都市の発展の動向、人口、産業の現状、将来の見通し等を勘案して、長期的視点に立った都市の将来像を明確にする。更に、その実現に向けての大きな道筋を明らかにするというものであります。具体的にマスタープランに定めるものは四角の中に3つ書いてあります。1番目、都市計画の目標、2番目、区域区分、いわゆる線引きです。線引きの決定の有無、線引きを定める時にはその

方針を定める。3番目、土地利用、都市施設の整備、市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針を定めると、この3つがマスタープランに定めるべきものとされており。マスタープランの対象期間ですけれども、概ね20年後の都市の姿を展望した上で、基本的方向性を定めるということになっておりまして、平成16年に定めた都市計画区域マスタープランが20年後を目標に定めてありますので、その後の変化をどう盛り込んでいくかということが今回の見直しとなります。あと、広域的観点を確認ということで、1つずつの都市計画のみに着目するのではなくて、隣接、近接する他の都市計画でありますとか、都市計画区域外の区域につきましても勘案して定めるということになっております。

記載の内容ですけれども、マスタープランの対象期間が20年という、相当長期間を定めておりますので、詳細な計画内容を記述するということは困難なことがあります。そのため、個々の都市計画を羅列するというのではなくて、どのような方針で、どのような都市を作ろうとしているのかということ、将来の概ねの配置、規模等を合わせて示すというのが望ましいとなっております。

道上会長 ちょっと待って。いろいろ説明されているが、これは別に審議することじゃなくて、勉強みたいなもので、概ねこういうことが書かれていて、それを今度やっていきたいということですね。

新主幹（事務局） はい。

道上会長 だから、勉強はほどほどにしておかないと。

新主幹（事務局） 分かりました。詳細審議は、具体的なものを持ちまして次回からということにさせていただきます。

道上会長 はい。分かりました。

新主幹（事務局） それで、区域マスタープランの策定は、法律によって義務となっております。なお且つ見直しも随時やるということになっておりますので、それらにつきまして、具体的な資料を提示しながら見直しの内容について、ご議論いただくという形にしていきたいと思っております。最後になりますけれども、ずっと最後までめくっていただきまして、カラーのA3版の資料が付いております。これを簡単に説明いたしますと、これは、住民への意見聞き取りなどを行なうために策定しようとしている資料でありまして、まだ策定の途上のものでありますけれども、米子市、境港市、日吉津村における都市計画区域マスタープランの見直しを説明するための資料のまだ粗のものでございます。中身につきましては、先程も話した通り、一番前にございますピンクとグリーンと黄色で、弓ヶ浜半島の地図がございますけれども、ピンクが米子境港都市計画区域、グリーンが淀江都市計画区域ということで、米子市内で、それぞれ別の都市計画区域になっております。更に、黄色の大高、県地区というところは計画区域外になっておりまして、先程言いました広域的な都市計画の観点というのが必要になりますので、これらをまとめて議論しようというものでございます。

はぐっていただきまして、都市計画区域マスタープランの中身、どんなことが書いてあるのかというものです。網羅したのがこれになっておりまして、グリーンで反転文字、グリーン地に白で書いてありますところが、中身の大きな柱になっておりまして、都市づくりの基本理念、都市づくりの基本目標、都市計画区域の再編、こういったところを柱にしながら、細かい項目を順次掘り下げていながら作るというものでございます。ここにも地図が付いておりますけれども、凡例がございます通り、将来の土地利用像をどうしていくのかという

ところを、測地的ではないんですけれども、概ねの位置を示すということで、住宅地でありますとか、農地のまま残すところでありますとか、そういうところを示すもの、こういう図面を最終的に作り上げていくということになります。最後の裏側のページをご覧ください。都市計画区域マスタープランの見直しの流れを一番上のところに書いております。素案が作成出来ると、住民説明でありますとか、パブリックコメントを行い、あとは法手続きとして公聴会でありますとか、公告縦覧、当審議会の審議等を経て決定するということとなりますけれども、現状は、この素案の作成を、今、しているところということでございまして、次回の審議会におきましては、その素案の作成状況につきまして、説明させていただくことになると思います。以上で都市計画区域等マスタープランの見直しについての説明を終わらせていただきます。

道上会長 はい。ありがとうございます。重要案件の審議の仕方というのが、ここで言ったら具体的に何処に入ってくるのかを説明してください。

新主幹（事務局） はい。では、まず、予備審議につきましては、この住民説明会、パブリックコメントというところで、並行して説明をさせていただきます。住民説明会での状況でありますとか、パブリックコメントの状況も報告させていただきながら審議会の意見も伺うというタイミングになります。

道上会長 というところに入ってくるそうです。具体的には、あっちに書いておって、こっちに書かないかん。ここに県独自の考えかたが入らんと、鳥取県発の情報発信にならないので、そういうことは当然やってもらわないと最初に書いてあることが絵に書いた餅になる。

新主幹（事務局） はい。

道上会長 お願いします。それから、2点目は、これは本当に非常に大事なことだと思うんですけども、先程ご説明がございましたように、個々のことで、関してももちろんいいんですけども、そのことよりも、都市計画、やっぱり審議会は何度か出ましたように大きな、特に、マスタープランのようなところは2ページの中に書いてございますように、記載内容が書いてございます。記載内容とか、いろいろ書いていて、個々の都市計画に関する記述の羅列ではなく、どのような方針で、どのような都市を作ろうとしているかを示すと共に、主要な都市計画について、将来のコンセプトですね、都市をどういうふうに、今後、50年先、20年先に一番我々が住み易いまちになるのかということをご議論する。個々のことは市とかがやるわけだから、それはそれでいい。それで、非常に不都合が起こればそれは当然議論していく。それよりもコンセプト、どういうまちにしていくか。例えば、具体的に言ってもいいんですけども、まちをやさしく、やさしい都市にしていきたい、こういうふうなものがあるとしたら都市全体をどういうふうにしていったら本当にやさしいまちになるのか、それが身障者にとってもやさしいし、外国人にとってもやさしいし、高齢者にとってもやさしい。そういうまちはどうあるべきか、どういうふうにすればいいか、そうかと言ってもお金が沢山あるわけじゃないから、それを考えながらどういう格好にしていったら、もっともいいまちになるのかということをご議論していただいて、それを向こうに反映するように。例えば、これだったら先程説明のあったものであれば、米子市とか、そういうところに対して、こういうことを議論されたらどうですかというのを素案づくりの段階で入れていくようにしないと、この審議会はあまりたいしたことはないと思います。今まではたいしたことなくてもよかったわけです、県がやったやつを、はい、分かりましたといって印

鑑を押せば全然問題なかった。けれども世の中変わってきて印鑑だけでは駄目なわけで、我々が地域主権であれば、我々が住民のこういう観点での代表なんで、その代表としていろんな意見を述べて、それが具体的問題に反映出来るように持っていくというのが、これからのこの審議会の方向だと思う。

それで、たまたま都市計画審議会はそういうことをやる、まちづくりをやる、こういうことなんで、個々の細かい問題ももちろんいいんですけども、やっぱり基本は、どういうまちに我々して行ったら良いか、自分が考えて、こういうふうまちに住みたいとか、うちの親はこういうまちに住まわせておきたいとか、うちの子どもはこういうふうにしていきたい。そういうやっぱり夢を出来るだけ都市計画の決定の段階で、まちづくりの段階で反映させるようにするのが僕は良いんじゃないかと思うんです。その辺、事務局も我々の思いを上手にくみ取りながらそういうところに反映して、またフィードバックをかけてもらうという。そうでないと、僕らが一生懸命議論しても、分かったって言うだけでは意味が薄いんで、それだけでは世の中よくなるから、よくなる方向にみんなが向けたらどうだと、もちろん倉吉市とか、あるいは鳥取市とか、そういうところでもいろいろやっている、その結果に我々と非常に響くものがあればOKなわけで、全然問題ないんです。そうでない、違和感を感じるような奴が必ずあるものなんです。そのあったものについて我々の知恵を出していくのが、この審議会の意義も出てくるのではなからうかなと。そういう方向に規則も変えてきましたので、是非、そういう観点で議論していただきたい。というのが私の率直な気持ちです。いや、これはお前の言い分だから、もっと違う意見があれば言ってもらっても結構です。まだ具体的には、出てきているわけじゃないんですけど、次からこういうの出てくるのですか。

新主幹（事務局） はい、次回から。

道上会長 ということのようでございます。一遍にたくさんやらずに、議論しながら、上手に時間配分を考えながらやっていただきたいです。そのようなことでよろしいですか。皆さんがた、何かございましたら、言っておいてもらったらと思います。

安井委員 今、議長さんの話を聞いて、ちょっと正直にほっとしました。私がここに来ている意義というか、そういうのが、今まで何回か出て、最初の時は何も知らないままで来たので、たまたま自分が住んでいる地域と近い道路の話だったので、意見も結構、知らないがゆえに言えたんですが、何回か出ていると、私が出ている意義って、文化芸術を代表して来ているわけですけども、何かそういうところの意見もそんなに言えないし、何か無意味ではないかと、実は税金の無駄遣いに、私が出ていることになっていないんじゃないかとも思えるような状態だったもので、できたら断ろうかと、辞退させていただこうかと思っているような状況でしたが、先ほどのお話を聞いて、ちょっと心強く思いました。はい。

道上会長 ぜひアーティストから見た、まちづくりを。

安井委員 はい。

道上会長 いいと思いますが。それで、皆さんがたから、ちょっと余談になりますけれども、いろいろ議論が出ました。9号線の鳥取大橋。あそこが、環状線から、駅南の方から入ってきてずっと行くところですね。あそこのいろんな議論はされまして、もうかなり、私の方もいろいろ意見を申し上げる、皆さんがたの意見とともに、さらにつけ加えて申し上げておりましたが、いつ頃になるのかよく分からないのですけども、近々、改修工事をするそうでございますので。私が見ただけでも、4回事故を見ました。あそこは3倍ぐらいの確率で

事故が起こってるんです。ああいうのは、皆さんがたの感覚の方が合ってるわけで、道路管理者の方も気がついてはいたんですけど。だけど、非常に安上がりにしてあるのか、やっつけ本番でやったのか、とにかく交差点としてあるんですね。それで、交差点の在り方から議論してもらえたら、答えなんて、ものすごい簡単に出てくるんです、いろんな意味で。というのは、あの短い区間に交差点が多すぎる、そう思ったわけです。車に関して便利なのはいいんだけど、事故とかの確率が非常に高いんで、そういうことも考えながら、いろいろとやっています全体で。その結果がまさにあそこの鳥取大橋の付近の交差点とか、あの辺一帯に悪いところが全部、凝縮して出てきていると思う。ドライバーが悪いという道路管理者もいるかも分からないが、それはおかしい。ドライバーが少々悪くても、事故が起こらんように設計するのが、事業者の立場だと思います。土木技術者の方は猛省してほしいと思います。そういうことだけ報告しておきますが、皆さんがたの意見が反映されるようになってほしいと思います。はい。どうぞ。

笠原委員 今日、泊のところから山陰道に乗ってきたんですが、青谷インターでもすぐ本線に入らなきゃいけなかったり、その本線を走っている時も上がって来る様子が見えれば、いつ入れてあげようかなとタイミングを図るんですけど、見えた時には、もう前に止まっている車がいたりして、本線の優しい車が、私の前の車が減速されるものだから、私も止まるんですけど、何か、後ろから追突されそうな感じがします。あの辺の(加速車線の)距離が、やっぱり予算が少ないから短いのかなと。

道上会長 いや。そんなの予算関係ない。

笠原委員 上がってくるのが見えて避けれるような状況とか、上がってきた方も来るのを、周りを見ながら入れるようなところ。何っていう専門用語が分からないんですけど、ちょっと分かってほしいなっています。

山内課長(事務局) 青谷のところは、あれ、本線じゃないんです。

笠原委員 あれ、何ですか。

山内課長(事務局) 本線は、まっすぐ通っていきますので。今のはインター線で、9号に繋ぐためのインター線ですので、ああいうふうになると短いんです。

笠原委員 今日、2ヵ所で自分が乗るときと一緒で、ひやっと思ったことがあったので。

道上会長 青谷のところも、トンネルが出来てなかった時は、非常に事故が多いし僕も大分文句を言ったけど、全然気がつかないんです。今は、9号線タッチが割合よくなった。それから、もう1つは、今は9号線の鳥取大橋のところは、あれ、まずいのは、あそこから西の方にイオンなんかが出来たでしょう。右折して大きなショッピングセンターの方に行く、だから、あそこに非常に交通量が多いわけです。それと、短い距離で車が左から右に行かないといけない、そういう事故が多い。それから、すぐ橋を渡ったところにまた入ってくるやつがいるし。それから、丸山交差点があって、とにかく交差点の整理が出来てない。出来ない理由があったかも分からんけども、また将来、他の道路が出来るとかどうか、それは分かりませんけれども、何か、整理なしにつけんでもいい道路をつけて、だから、事故が起こる。そういうがあるので、だから、その辺はよく考えてやらないと土木技術者が、これからだんだん活躍する場がなくなっていくんじゃないかと思う。

ということで、今、言われたところもそうだと思います。おそらく、その辺をもっと技術者の方が設計の段階で、もっといろいろちゃんと考えて、それを、また役所の方も取り入れ

るというようなことがないとだめだなと思います。

竺原委員 今までは何となく利用してて、運転する側が思いやりを持って運転していればっていうふうな考えでいたんですけど、そういう視点というか、ちゃんと、交差点とかインターの名前も覚えて、ちゃんと言えるようにしておかなきゃいけないなとかいうことを、今さら思いました。

道上会長 ぜひ、お願いします。はい、ありがとうございました。これは、一応、審議会の議事ではないんですけども、皆さんがたにこれから反映してもらうようにするためにということで。何かありましたら、言ってもらって結構です。

木村委員 終わりに、ちょっといいですか。

(道上) はい、どうぞ。

木村委員 今おっしゃった、都市計画区域マスタープランですけど、市町村との整合性というか、どっちが上位計画で、みたいなこととか、どういう手続きで市町村とやり取りをするのか、簡単でいいのでちょっとだけ教えていただけますか。どういう手順でやっておられるのか、順番はこうなっているって、教えていただけますか。

新主幹(事務局) そういたしますと、都市計画区域のマスタープランの見直しについてという説明資料の4ページ目をご覧ください。4ページ目の一番下の(3)番をご覧ください。まず、マスタープランにつきましては、都道府県が定める都市計画区域マスタープランというものがございます。もう1つ、市町村が定めます市町村マスタープランというものがございまして、市町村が定める市町村マスタープランは、県が定める区域マスタープランの内容に即したものにしなければならないということになっておりまして、県が作ります区域マスタープランが上位の計画ということになります。これは、変更についても当たりますので、まず、鳥取県が区域マスタープランの変更を行いまして、それに即した形で、次は、市町村が自らのマスタープランの変更をするという手続きの段取りになります。

もう1つ、具体的な市町村とのやり取りですけれども、これにつきましては、A3のカラーコピーの一番最後のページにマスタープランの見直しの流れという、先程から説明しています流れがございすけれども、まず、素案を作成する段階で、これは地域に非常に密着した内容になりますので県だけで作っているということではございませんので、市町村と意見交換や調査の分担などをしながら素案の作成をまず行っている、今、最中でございます。そのあと、法手続きの中でも市町村の意見を聞くということになっておりますので、それにつきましても、この法手続きの中で意見が正式に反映されるという段階がございす。そういうことで、県が決定する区域マスタープランではありますけれども、実質的には市町村と意見交換をしながら、あるいは市町村が作るうとする市町村マスタープランとの整合も視野に入れながら進めているというところ です。

道上会長 分かりましたか。

木村委員 はい。分かりました。

道上会長 そのうち出てきますから、出てきた時に、1回言ったって、どうせ、なかなか手が出せない。具体に出てきた時に、また説明してもらわないといけなない。

安井委員 いいですか。

道上会長 はい。

安井委員 すいません。ちょっと気になったことは縦覧者の数が、いつも2人とか何人と

か少ないですよ。公告縦覧という形、私は、自分で見たことがないので分からないんですけど、どういう状況で、公告と縦覧というのはどういう形なんですか、ちょっと想像がつかないんですが。

新主幹（事務局） 公告縦覧につきましては、いわゆる法定図書と言いまして法律で定めました内容を記載した冊子と図面というものを作りまして、それを県庁と関係市町村で、それぞれ役場とか県庁で見られるように準備をしております。それで、2週間の間、見ていただくと縦覧できるというふうにしておりまして、それで、いわゆるその縦覧をしていますよということを告知することが非常に大切でして、それが分からないかたは見に来られないわけですので、まず、県公報に当然載りますけれども、あとは、内容によるんですけれども、県政だよりに載せたり、あるいは、市町村の広報誌に載せたり、それからケーブルテレビ等で縦覧をしていますよということをお伝えしたりして、告知に努めているという状況です。

ただ、それと、住民説明会を該当する地域で全て行いますので、その中で、内容をお知らせするとともに縦覧をするということもお知らせしております。それで、縦覧者が少ないのは関係している方々が、大体、住民説明会などで内容を知られるので、わざわざ、役所まで足を運ばれないということが多いということが1つあると思います。あと、新規決定の道路などにおきましては、やはり縦覧者は非常に多いということがありますので、今日のような、もう変更して終わるようなやつについては1人、2人ということもありますけども、多数の方が見られるということも当然ございます。

道上会長 いいですか。それじゃ、以上で終わりにしたいと思います。どうもありがとうございました。

新主幹（事務局） ちょっと1つだけ。ごく簡単に2点ほど報告させてください。まず、本日の諮問案件の今後の予定ですけれども、1号、2号の議案につきましては国土交通大臣の同意を得て、概ね1ヵ月程度で、都市計画決定告示を行う予定となっております。3号議案につきましては、倉吉市決定の都市計画道路の変更と併せて行いますので、概ね2週間程度で都市計画決定告示を行う予定となっております。なお、次の都市計画審議会の開催予定ですけども、概ね6月に予定してございまして、内容につきましては、今回の審議の見直しに絡むものになりまして、2つございます、米子境港計画区域のマスタープランの変更についてということで、検討状況を報告させていただき、意見を伺うということを考えております。

もう1点は、山陰道の東伯淀江線のアクセス道路というものを新規決定しようとしてございまして、これは重要案件に当たりますので予備審議をしていただくことになるかもしれません。以上2点を予定しております。詳細につきましては、後日正式に連絡させていただきますのでよろしく願いいたします。

道上会長 アクセス道路というのはどこですか。

新主幹（事務局） 東伯の町の南側で、新しいインターチェンジ、追加インターを今考えてございまして、そのアクセス、町へのアクセス道路というのを都市計画決定しようとして、新規で決定しようとするものです。

道上会長 今の東伯から北条バイパスに行く、あれですか。

新主幹（事務局） 今図面を出しますので。これが北条バイパス、北条バイパスと、今、県道が走っていますけども、乗り越えて南にこう行きます。ここに、追加のインターチェンジ、今建設中でして、これとこっちの東伯の町の街路とつなぐ赤いルート、これを新規に決

定しようというものです。

道上会長 分かりました。はい。これで終わりにしたいと思います。どうもありがとうございました。

以上